

# 第 1 0 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年10月3日(金)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏名	出席	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 5番 内海 敏光

20番 橋口 忠次郎

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第54号	農地法第5条の申請について	( 5件)
議案 第55号	農地法第4条の申請について	( 1件)
議案 第56号	農地法第3条の申請について	( 3件)
議案 第57号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 5件) (公社からの買受 1件)	

8. 報告事項

報告 第21号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 3件)
報告 第22号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	( 1件)
報告 第23号	形質変更工事計画変更届について	( 1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																					
議長	<p>それでは、ただいまより第10回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 内海委員、20番 橋口委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第、御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第54号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第55号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第56号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第57号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>利用権設定 通年 5件 公社からの買受 1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第21号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第22号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用 届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第23号</td> <td>形質変更工事計画変更届について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第54号	農地法第5条の申請について	5件	議案第55号	農地法第4条の申請について	1件	議案第56号	農地法第3条の申請について	3件	議案第57号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 5件 公社からの買受 1件	報告第21号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第22号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用 届出について	1件	報告第23号	形質変更工事計画変更届について	1件
議案第54号	農地法第5条の申請について	5件																				
議案第55号	農地法第4条の申請について	1件																				
議案第56号	農地法第3条の申請について	3件																				
議案第57号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 5件 公社からの買受 1件																				
報告第21号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																				
報告第22号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用 届出について	1件																				
報告第23号	形質変更工事計画変更届について	1件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第54号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																					
事務局	議案第54号 農地法第5条の申請5件について御説明します。																					

<p>事務局</p>	<p>議案の 1 ページ、43 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 1 ページ、字図が 2 ページ、土地利用計画図が 3 ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町木須東地区です。</p> <p>譲受人が、貸駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 1 ページ、44 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 4 ページ、字図が 5 ページ、土地利用計画図が 6 ページになります。</p> <p>申請地は南波多町原屋敷地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>太陽光発電設備の転用につきましては、ニュースでご存じだと思いますが、9 月 25 日から九電の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申し込みの回答が保留されることになりました。ただ、工事費負担金請求等を送付済みのものについては保留の対象外になります。それを受けて県から、許可を受けた後、遅滞なく転用する見込みがない場合は、農地法では許可することができないこと</p>
------------	---

事務局	<p>から、今後の申請については当分の間、工事費負担金請求等の九電との接続契約が確実であることが確認できる書類を添付するように指導がきております。</p> <p>この44番の案件については、工事費負担金請求書が添付されておりますので、九電との接続契約については問題ありません。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、45番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図、断面図が9ページ、平面図が10ページになります。</p> <p>申請地は南波多町府招上地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当しま</p>
-----	--

事務局	<p>す。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、46番になります。</p> <p>図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、断面図が14ページ、平面図が15～17ページになります。</p> <p>申請地は二里町西八谷搦地区です。</p> <p>譲受人、借受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、47番になります。</p> <p>図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページ、雨水排水計画が21ページ、縦断図が22ページ、横断図が23～28ページになります。</p> <p>申請地は南波多町原屋敷地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>この案件につきましては、6月に九電に接続申請され8月には回答がもらえる予定でしたが、さらに2か月延長になり、その間に保留という形になりましたので、まだ工事費負担金請求が送付されていないことから、今回の接続申し込みの回答保留の対象となっています。</p>
-----	--

事務局	<p>このことについて、転用者と九電とで現在交渉中です。今回の申請については、この九電の回答が保留になる前に受け付けをしたものでもありますし、現在交渉中ということもありますので、九電との接続契約が確実であることが確認できる書類の添付はありませんが、委員会に上程させていただいております。</p> <p>県は申請について許可、不許可の決定を40日以内に出さなければいけませんので、それまでの間の九電との交渉の結果次第で、農地転用申請の決定が変わってきます。契約が確実となれば、転用の農地面積が2haを超えていますので、県に進達した後、農政局との協議があり、許可、不許可の決定となります。契約が確実でないとすれば、40日以内、県が決定をされる間に申請者が取り下げをされるか、県が遅滞なく転用する見込みがないと判断すれば不許可ということになることが考えられます。</p> <p>農業委員会としては意見を付して県に進達しなければいけないので、現在の申請内容で審査をしていただいて意見を付して県に進達することになります。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第54号農地法第5条の申請は以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条43番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>周りが全部、譲受人の土地で占められているので、誰も買い手はないだろうという事で、譲渡人が御相談しましたところ、了承を</p>

担当委員	されたということでの売買となっております。別段、支障はございませんでしたので印鑑を押しました。
議長	4 3 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、農地法第 5 条 4 4 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は集落の中に畑の状態であり、子供さんが計画をされています。私も新聞等でみて心配でしたので、申請人と話をしてみました。申請も早く、九電の受け付けも済んでおり、心配ないだろうということでした。御審議の方よろしくをお願いします。
議長	4 4 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、農地法第 5 条 4 5 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は 2 0 2 号線の傍です。道路建設の為、申請者の自宅が立ち退きになります。土地を探していらっしゃいましたが、隣の方の土地をいい具合に相談ができたようです。よろしくをお願いします。
議長	4 5 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、農地法第 5 条 4 6 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所はバス会社横の路地を入れて 2 0 0 m 程の右手になります。申請地は草も刈られておらず、一部手前の方を耕作されていましたが、その方が横に土地を分けていただいたらいいですよということで、同じ広さで敷地の一番手前の方に移られて話がうまくいったようです。集合住宅建設にあたって、区長さん、生産組合長

担当委員	さんの承認を得てありましたので、私も同意いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。
議長	46番について、御意見、御質問はございませんか。
3番委員	水田の傍に集合住宅が建つということですが、隣接する地権者から日照権についての同意等はとってあるのでしょうか。
事務局	隣接者の方からの同意は貰ってしまして、今回、日照権について説明されているかは確認できておりませんが、ここにアパートが建つことについての同意は隣接者からいただいております。
担当委員	確認は得たからということで同意をもらいに来られました。
3番委員	後で問題が起きなければいいが、2階建て、3階建てと増えた場合、南側に立てば日影ができる。
事務局	通常、同意を貰いに行き行って戴くとき、図面等を持っていかれて説明していただいて同意をもらって戴くようお願いしています。今回も図面を持っていかれて、このような計画で転用をすることを説明されて同意をもらわれているかと思しますので。日影になるというところまで含めて、同意をされていると考えています。
2番委員	高架が農地より高いから日影になるなら道でも日影になる。
20番委員	今まで日照権の問題で揉めたことはありませんか。委員会で同意して建てた後、農地に日が射さないとか苦情が来たとか。そういうことはあったことはないですか。
議長	農業委員会で審議をするうえではあまり見聞きしませんが。用水、排水関係は隣の田んぼに重要だからですね。反対に地元の区長さん、生産組合長さんも印を押されているということは、地主さんや隣接者との話し合いをもとに印を押されていると思いますので、今まではなかったです。

20番委員	前、私の家の近くで家を建てられたところ、日照権で仲が悪くなられたことがあった。
事務局	数か月前の農業委員会にあがった共同住宅の案件では、隣接同意を貰う時に日照権の事で、同意をするかしないかという話があったのですが、その時には農業委員さんに入っていて、所有者と話をしたのですが、耕作されている息子さんが支障ないということで、その時は、最終的に同意をされたということがありました。その時の業者の説明として、日蔭がどのくらい田に伸びていくかという計算方法があるということで、それで日影がどれくらいになるという説明を図面でされて、同意をされたと聞いております。農業委員さんにも説明をされています。
議長	他に御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、農地法第5条47番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は大野岳の頂上付近です。もとは梨園で開発されましたが、あまり芳しくなく、別の方が買い受けて、野菜の栽培に切り替えられましたが、いい野菜ができず、最近は耕作されておりました。今回、太陽光の計画をされております。農地は業者に売却するという事です。
議長	47番について、御意見、御質問はございませんか。 担当委員、事務局から説明がありましたが、九電の回答が保留になる前に受付けしてあり、現在交渉中ということですので、新聞報道後の新規の申請ではないということです。また、これは面積が2haを超えているので、市から県に進達をして農政局との協議がありますので、時間的にはまだあります。九電の回答が

議長	保留になる前に受け付けをしていたので、今回、県の方に進達していただいた方がいいかと自分自身は思うのですが、皆さんの意見をお伺いします。
20番委員	最終的に九電から断られた場合はどうなりますか。
議長	日本全国に電力会社がありますが、太陽光の方で例えば中部電力は受付を制限する予定はないとか、北陸電力も、中国電力も具体的な検討はしてないとか。電力会社によってまちまちです。この大本が経済産業省の指示の元に電力会社との話し合いで、今回九電がこのような形になったのですが、しばらくお待ちくださいという感じですね。新聞によると九州が太陽光発電の効率的にいいところだから日本全国の20%くらいが九州のようです。その波に乗ってどんどん業者も入ってきている。九州電力が出光石油とタイアップして関東に火力発電の建設を作りたいとの記事も掲載されていましたが、ある程度、自由競争のようになっている。九電が懸念して、業者に待ったをかけているのではないかと私は捉えてもいいかなと思っています。
20番委員	農業委員会でおおって出来た後に、九電が買い取らないとなった場合、農業委員会の責任は。
事務局	農業委員会の申請受付日は毎月16日締切日となっております、今回は9月16日に締切日でした。今回の案件は問題なく立地基準、一般基準ともに転用許可が行えるということで申請受付を行いました。その後ニュース等がありまして、9月25日に新聞等の中で県の方は接続申し込みを行った工事負担金請求書がだしてないものは申請を受け付けないでくださいとのお願いでありました。ただ伊万里市農業委員会のルール上は16日で許可できると受付を行っているのです、今回につきましてはそのルールにそ

事務局	<p>って農業委員会に上程をいたしました。その後25日の県の指導の文書に沿えば、40日以内に県進達を行わなければいけませんので、その際転用につきましては許可相当として進達をするのか、国が指導25日の〆切以降の分の指導をもって工事負担金等が添付されておられませんので不許可相当という形であげるのか、それについて挙げた後、県の常任委員会がありますので、その間工事負担金の請求が、もし業者に届けば転用許可を行えると思っております。もし届かなければ当然、県としては不許可という形になるかと思えます。業者にしても25日の指示に関しては説明をしております、その中で工事負担金請求書がなければ当然不許可になる可能性が高いことは説明しております。今回みなさんに判断をお願いしているところは、進達をするのに25日の指導というのをどういう形でみるかという事でございます。事務局としては不許可相当という形で進達があるのか、今まで前例がございませんがそのようにした方がいいのか。それとも〆切時点で受付をしてあれば許可の範疇で受け付けているので許可相当。そのあと県が工事負担金請求書の添付されてないという事で不許可、または取り下げと指導があるのかどういう形になるかと思えます。今、質問がございましたようにこれを農業委員会が許可相当で進達したのが、それにともなって伊万里市の農業委員会が何か責任を取るという事は生じないだろうと思えます。</p>
20番委員	わかりました。
16番委員	申請地は県立公園になってないですか。
2番委員	図面から北側はなっている。
16番委員	ここは違いますか。

2番委員	違います。
担当委員	農業振興地域に入っていたが、除外はできたようです。
事務局	農振除外の方は終わっております。
議長	それではこの47番についても進達するようにさせていただいてもよろしいでしょうか。
委員	はい。
事務局	許可相当という形で進達をしてよろしいですか、それとも不許可相当となるのですか。
2番委員	許可相当で。結果待ちだろうから。
議長	九電が保留する前に受け付けたものでもありますし、現在交渉中ということもありますので、許可相当としてということでもよろしいですか。
委員	はい。
議長	47番については皆様にいろいろご意見等いただきましたが、議案第54号農地法第5条の申請、47番を含めて5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第55号農地法第4条の申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第55号農地法第4条の申請1件について御説明します。  議案の3ページ、19番になります。 図面は、案内図が29ページ、字図が30ページ、土地利用計画図が31ページ、断面図が32ページ、平面図が33～35ペー

事務局	<p>ジになります。</p> <p>申請地は、二里町町大里地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii、県庁、市役所、又は町役場(これらの支所を含む)から概ね300m以内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第55号農地法第4条の申請は以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>これは以前より申請を予定されていたようですが、周りの方との排水の問題で一旦、断念されていたのですが、その方の許可が下りたという事で、また思いたたれました。現地は住宅が建っていて、申請地の横も埋め立てられて住宅が5件、又その後も建つ予定だそうです。隣接者との話し合いもうまくできたのでお願いしますということでした。皆様の意見いかがでしょうか。</p>
議長	<p>議案第55号農地法第4条の申請について、御意見、御質問はございませんか。</p>
20番委員	<p>下水は一つですか。二つですか。田への影響はありませんか。</p>
担当委員	<p>田の水はうまく引けるように作ってあるので、問題ありません。</p>

議長	<p>他にご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第55号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第56号農地法第3条の申請3件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第56号農地法第3条の申請について御説明します。</p> <p>議案は4ページになります。議案に誤りがありましたので訂正をお願いします。通し番号が60番の次が75、76となっておりますので、61、62に訂正をお願いします。</p> <p>3条については3件です。60番から62番まで申請事由や経営状況等を掲げております。62番につきましては、許可後の経営面積が3,368㎡であり、伊万里市における下限面積である5,000㎡を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、現況が一枚になっている土地を隣接農地の所有者である譲受人が自身の土地と一体として利用するための申請であり、「本権利の設定または移転は、その位置、面積、経常等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作または面積、経常等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作または養畜の事業に供しているものが権利を取得するものである。」という例外規定に該当します。</p> <p>62番を除く、その他の案件につきましては、全て農地法第3条</p>

事務局	<p>第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第56号農地法第3条の申請3件については申請のとおり許可することとします。</p> <p>続きまして、議案第57号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第57号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年5件について、御説明します。議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が4名、貸付人が5名で、面積は、田が31,061㎡、畑が3,318㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6ページから8ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>

議長	<p>議案第57号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年5件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第57号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年5件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第57号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>公社からの買受について御説明いたします。議案は9ページの6番になります。</p> <p>こちらは9月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の9ページの明細書に記載しております。買い手は手数料として売買価格の1%を加えた金額で農業公社から買い受けることとなります。</p> <p>公社からの買受については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第57号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受6番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
8番委員	<p>買受をする会社はどういった会社ですか。</p>
事務局	<p>東山代町に今年から大規模にパプリカをハウス栽培されている会</p>

事務局	社です。全自動的にされる施設を建てられております。今、伊万里市の認定農業法人にもなられています。従業員は三人で、役員の二人は長く大分の同じようなパプリカ施設で研修後、満を持して栽培をされています。パプリカ施設に関しましては国の方の補助金を活用され作られています。
2 番委員	8 月に定植して、今は 1 メートルくらいになっていて、摘果と葉に病気が出ないように作業をされていました。
事務局	草丈は最高 4 m になります。台に乗って足で押して上に上がりながら収穫をされます。契約栽培です。
議長	<p>他に御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第 5 7 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受 1 件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 2 1 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 2 1 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 3 件について御説明します。</p> <p>議案は 1 0 ページを御覧ください。</p> <p>4 1 番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用のために使用貸借予定で 5 条申請を議案第 5 4 号に</p>

事務局	<p>て上程しております。</p> <p>4 2 番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>4 3 番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は譲渡される予定で、3 条申請を議案第 5 6 号にて上程しております。解約後は自作される予定です。</p> <p>報告第 2 1 号については以上 3 件です。</p>
議長	<p>報告第 2 1 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 3 件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして報告第 2 2 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 2 2 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について説明します。</p> <p>議案の 1 1 ページの 6 番になります。図面は、案内図が 3 6 ページ、字図が 3 7 ページ、土地利用計画図が 3 8 ページになります。</p> <p>申請地は大川町宿地区です。</p> <p>申請地の一部に農業用倉庫を作るため届出が出ております。</p> <p>報告第 2 2 号については以上 1 件です。</p>
議長	<p>それでは、6 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地は小学校の下の方です。自宅の方に農機具倉庫が建てられないという事で畑の方にパイプハウスを建てられるという事です。</p>

議長	6番について、御質問はございませんか。
8番委員	パイプハウスでも許可が必要ですか。
事務局	この件については2アール未満の農業用倉庫ということで農地転用許可のいらない転用という事になります。今回、農地として使わずに、機械を入れる倉庫として使うという事で転用の届出をしていただいております。
8番委員	パイプハウスでの届出の義務についてお尋ねしたい。届出は必要なのですね。
事務局	今おっしゃったように農地として使わずに、機械を入れる倉庫として使うという事で転用の届出していただいております。自分の農地に対して2アール未満の転用なので許可不要届を出して戴いており、4条という手続きになります。現実的に自分の土地に2アール未満の倉庫を建てる場合、今回は提出されていますが、届出はあまり求めておりません。地目を変えたい場合は手続きを踏んでもらうのですが、地目をかけない場合は届出を必ず求めているわけではありません。
議長	他にご質問はございませんか。 <なし> 続きまして、報告第23号農地の形質変更工事計画変更届1件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第23号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御説明します。  議案の12ページ、3番になります。 申請地は大坪町白野地区です。

事務局	盛土用の土が不足しているので工事期間延長を延長するための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。  報告第23号については以上1件です。
議長	報告第23号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御質問はございませんか。
16番委員	私の担当地区になると思いますが、場所はどこですか。承諾は前任者がされていると思いますが。
事務局	場所は大坪小学校の東側です。
16番委員	この字はもっと住宅地の方じゃないですか。
事務局	小学校から右に曲がって、共同住宅ができているところを左に行ったところの左手側です。
16番委員	そこは裏川内じゃないですか。
事務局	字は山ノ神になります。あの辺りは4件ほど嵩上げをされています。
20番委員	この件とは別ですが、私の管轄内で家の前の水田を50cmほど嵩上げされている。農業委員会にかけるように言ったが、少しでも形質を変更すれば農業委員会にかけないといけないですよ。
16番委員	50cm以内はいらなかったですよ。
20番委員	毎年50cmあげられたら、どこまででもできる。
事務局	50cm以上嵩上げをされる場合は届出をお願いすることになっています。周辺の農地に影響が出るということで50cmしてあるようですが、環境保全条例を参考に法ではなくて、要綱で決め

事務局	られています。20番委員がおっしゃったように毎年50cm嵩上げをされるというような工事は一般的にはないようです。届出制にしているので、罰則もありません。
20番委員	簡単に50cm以内だから許可もいらないからとされるがきちんとした手続きをしておかないと隣接者ともめた時に困る可能性があるかと思い聞きました。以上です。
2番委員	形質変更の届出が出て4年も5年もかかって延長を出される人がいますが、何年でもいいのですか。
事務局	残土不足によるというのが理由にあがっていますが、形質変更を受けている業者が残土処分等の工事を請けないと土がなく、土があってもがらがらが多く、農地のための良質な土の搬入が遅れているところが全てではないと思いますがあると思います。今おっしゃったようにいつまでも良いのかというところは、従来私たちも気にしているところではありますが、正当な理由があれば工期の延長はいいと思っていますが、正当な理由がないところに関しては検討が必要と考えています。
議長	他にご質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。  これで、第10回の農業委員会を閉会します。
	<<<議事終了>>>